

農山漁村再生可能エネルギー法
基本計画

市 町 村 名	北海道清水町
策 定 年 月	令和 7 年 9 月

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

清水町は、北海道東南の十勝地域内陸の西部に位置し、面積 402.25 km² の平坦地と緩傾斜地からなっている。気候は内陸性で、7月下旬～8月中旬の盛夏期には 30℃を超える真夏日が数日間ある一方、1月～2月の厳冬期は－20℃を下回る。年間の寒暖差が激しい地域であり、晴天率が高く日照時間は全国有数であり、年間降雨量は比較的少ない地域である。

基幹産業は農業であり、肥沃な土壌を利用して小麦、豆類、甜菜などの畑作や酪農が行われ、乳牛については 2 万 8 千頭超が飼育され十勝一の生乳生産量（約 15 万 t）を誇っている。

また、豊かな地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入が進められており、水力発電所をはじめとして、メガソーラー発電所、バイオガスプラントなど、町内には再生可能エネルギー由来の比較的大型の発電所が複数存在している。バイオガスプラントでは、家畜ふん尿の処理を行い再生可能エネルギー発電を行うほか、副産物としてバイオ液肥を生み出している。

清水町において、農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー発電設備の促進により更なる地域活性化を図るため、再生可能エネルギーの地産地消に取り組み、地域経済の好循環の促進を図ることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の存在	地目		面積(m ²)	備考
		登記簿	現況		
A	北海道上川郡清水町字美蔓西二十二線 97-3,4,6,7,8	宅地	宅地	22,848	バイオマス発電設備の整備

3. 2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	バイオマス発電 (家畜排せつ物、メタンガス発酵)	800kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項
該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
・設備整備事業者が町内酪農家の家畜ふん尿を安定的に引き取ってバイオマス発電を実施ことで、家畜ふん尿の適正処理に寄与する取組。 ・発電に伴い発生したバイオ液肥を酪農家に還元することにより化学肥料使用量を低減する環境保全型農業を推進する取組。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域周辺 9 件の酪農家から発生する家畜ふん尿年間 52,000t (143t/日) を、メタン発酵による適正なふん尿処理を行い、バイオ液肥及び再生敷料を地域に還元する。さらにバイオガスによる総発電量の目標を 369MWh とし、電力を地域の公共施設や農業施設、食品加工施設で利用するスキームの構築を目指す。
--

(2) 目標の達成状況についての評価

2019 年 9 月 20 日に北海道電力ネットワークに売電を開始。固定買取制度が終了する 2039 年 9 月まで、目標達成度合いを確認するため、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや公報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

清水町、再生可能エネルギー発電事業者、農業協同組合等の関係者は、清水町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。